雇用保険の取扱に関する申立書

被扶養認定対象者の	_ は、 年 月 日 付けで退職いたしま		
した。雇用保険(失業等給付)については下記	己のとおりのため、被扶養者として認定していただ		
きたく申請いたします。			
なお、雇用保険法の失業等給付を受給した場	湯合は、受給開始または受給終了の際には必ず速や		
かに健康保険組合に報告いたします。健康保険	e組合に報告せずに給付を受けるなど、違反が判明		
した場合は被扶養者の資格を遡って喪失することを了承し、その期間うけた健康保険の給付等は			
すべて清算し、国民健康保険へ加入することを誓います。			
	記		
〒田川瓜(出来林仏は) フェンマ			
雇用保険(失業等給付)について □ 基本手当 □ 技能習得手当 □	□ 教育訓練支援給付金 □ 傷病手当 □ 求職活動支援金		
□ その他()		
□ 受給終了			
年月日 終了			
□ 受給予定			
年月日 頃に申 年月日 まで受	請(予定)のため、 給待機となる見込み		
□ 受給しない			
□ 受給を延長する			
	のため、受給期間延長となる見込み		
	ら「傷病手当金」を受給中または予定 <u>基本日額</u> 円 ら「出産手当金」を受給中または予定 基本日額 円		
□ 冷極的(□//□//□ □ (▽ / / □	り・山座デヨ亚」を文解するたはずた <u>季や日頃</u> J		
□ 未加入			
□ 受給資格なし			
	以上		
年 月 日			
	<u>記号 番号 </u>		
	被保険者氏名:		

退職された方の被扶養者認定における申請手続きについて

慶應義塾健康保険組合

退職で、求職中のために雇用保険の失業等給付を受給する場合、基本手当日額が3,612円 (60歳以上は5,000円)を超える方は、被扶養者として認定することができません。

ただし、受給開始までの待期期間および給付制限期間中は、被保険者により主として生計維持される場合、被扶養者認定の届出が可能です。

基本手当日額が上記の基準額を超え、給付金を受給している期間に、当健康保険組合の保険証を使用した場合は、後日医療費の返還請求をいたします。

※雇用保険からの給付金(失業給付、傷病手当等)、健康保険からの傷病手当金や出産手 当金等の休業補償を受けている方は、その受給期間中は原則認定対象外となります。

《手続きの流れ》



①~③は、当健保組合への手続きです。

《届出時の提出書類》

届出の種類	提出期限	提出書類
①被扶養者認定の届出	事象発生日から5日以内	 ・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3ヵ月以内のもの ・退職日を証明する書類の原本 →退職証明書または健康保険資格喪失証明書等 ・雇用保険の取扱に関する申立書
②被扶養者削除の届出		・家族(被扶養者)異動届 ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒初回認定後、「認定(支給)期間」および「支給金額」に印字があるもの
③被扶養者認定の届出		・家族(被扶養者)異動届 ・世帯全員の住民票 ⇒続柄記載、マイナンバー記載なし、発行から3ヵ月以内のもの ・雇用保険受給資格者証の両面の写し(後日提出可) ⇒最終認定後、「支給終了」の印字があるもの